

M&A Tax Newsletter

スピノフの取扱いと平成 29 年度税制改正要望

デロイトトーマツ税理士法人

2016 年 10 月号

M&A/組織再編サービス

パートナー 小柴 正光(公認会計士・税理士)

シニアマネジャー 藤村 崇(税理士)

山之内 泰弘(税理士)

1. 平成 29 年度税制改正要望

平成 29 年度の税制改正に関する要望が各省庁から出そろった¹。経済産業省からは平成 28 年 8 月 31 日に平成 29 年度税制改正要望が公表されている²。その中では「第 4 次産業革命を中心とした「攻めの経営」の推進」を柱とする要望案が数多く出されているが、組織再編成税制等に関する改正要望としては「スピノフ税制」の措置について言及されている。

特定事業を切り出して独立会社とするスピノフであるが、現行法上ではスピノフに係る特別な税制は整備されておらず、税務上の取扱いは原則的には非適格組織再編として取り扱われ、時価課税が避けられないのが現状である。

こうした状況が企業の機動的な事業再編における重大な障害であり、現実的にはほぼスピノフの実施は不可能となっているため、かねてより実務家の間からは税制改正を求める声が上がっていた。

そこで本稿では、現行法におけるスピノフに関する取扱いについて解説する。

2. スピノフとは

(1) 概要

スピノフとは、特定事業を切り出して独立会社とすることであるが、その手法としては、既存子会社または自社の行う特定の事業を切り出して設立した新設子会社の株式を現物分配等の方法で株主に対して持分割合に応じて分配することが考えられる。

日本ではあまり行われていない組織再編成の手法であるが、米国ではコングロマリット ディスカウントの解消手段等として、上場会社の再編手法として広く一般に行われている。日本でも特に上場会社における機動的な組織再編成として用いられることが期待される。

(2) スピノフの効果

企業内に業績の良い事業と業績の悪い事業を抱えている例はよく見受けられるが、こうした状況下では好調な事業が埋もれてしまい、その潜在的価値が十分に評価されず、特に上場会社では株価が低位にとどまるということもあり得る(コングロマリット ディスカウント)。このような場合、両事業を切り離して別会社にしたいという株主のニーズが高まると考えられる。こうした潜在的価値を顕在化し、株主価値の最大化を目指す手法に用いられるのがスピノフである。

スピノフを行うことで、事業が別法人へ切り出され、潜在的な価値の顕在化が期待される。また、分離する企業においても会社経営の自由度が高まると考えられる。

¹ 平成 29 年度税制改正要望「各府省庁からの要望事項」(財務省ウェブサイト)

² 平成 29 年度経済産業省税制改正要望について(経済産業省ウェブサイト)

これを株主の観点からみると、たとえば上場会社 A 社の価値が a 事業と b 事業の合計値で説明される場合、これらを分離するだけでは株主の有する価値は一見すると変化はないが、実際にはスピノフにより a 事業および b 事業の潜在的価値の顕在化により、それぞれの価値が高まる結果がもたらされ、有する株式価値が高まることが期待されるのである。

3. 現行法におけるスピノフに係る税務上の取扱い

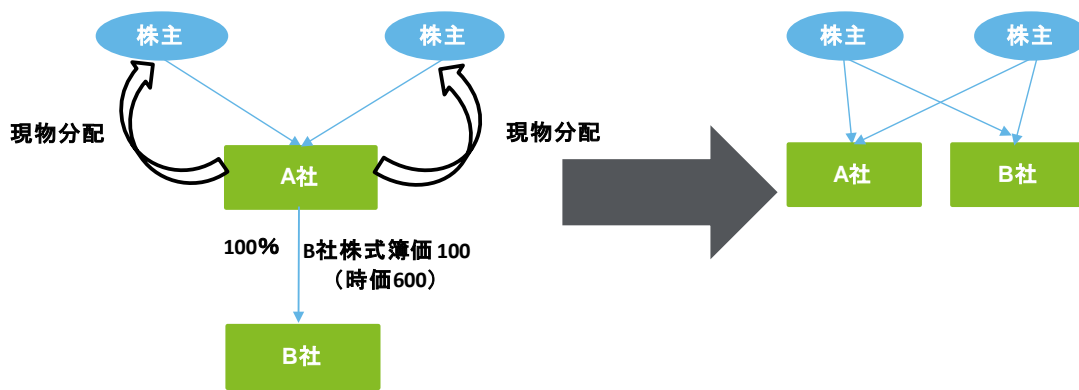
スピノフの種類として、(1)既存子会社の切り出しの手法と(2)自社の既存事業の切り出しの手法をそれぞれ紹介し、現行法における税務上の取扱いを解説する。

(1) 既存子会社の切り出し(子会社株式の現物分配)

1) 概要

a 事業を営む A 社と b 事業を営む B 社(A 社の 100%子会社)の例で考えてみる。A 社は今後の事業計画の中で a 事業と b 事業の分離を考えており、スピノフの手法により、株主に B 社株式を現物分配することで、b 事業の独立を図る。

《ストラクチャー図》



2) 現行法上の取扱い

当事者における税務仕訳

《A 社仕訳》

利益積立金	600	／	B 社株式	100	
			譲渡益	500	⇒ 法人税 150
立替金	122	／	Cash	122	

※法人税率は 30%、源泉税率は 20.42%と仮定している

《個人株主仕訳(全株主の合計)》

B 社株式	600	／	受取配当金	600
租税公課	122	／	未払金	122

税務上の取扱い

《A 社》

A 社から個人株主へ行う現物分配については、100%内国法人間で行う現物分配には該当しないため、非適格現物分配に該当する。そのため、B 社株式を分配時の時価で現物分配したもとして税務上は取り扱うため、A 社において配当資産(B 社株式)の含み益 500 が実現し、法人税 150 の課税が生じる。

《個人株主》

株主側においては、B 社株式の現物分配時の時価 600 相当額の配当を受けたものとして、各人の所得税の計算を行う。

さらに、非適格現物分配については原則どおり所得税の源泉徴収義務が A 社に生じるが、金銭配当でない以上、源泉徴収を現実に行うことは困難なことが予想される。そこで、実務上はいったん A 社が B 社株式の現物分配に係る

源泉徴収税額を立替払するケースが考えられる。その後、株主が源泉徴収義務者である A 社に対して所得税相当額を支払うこととなるが、追加で株主に金銭配当を行うことで、株主が負担すべき源泉徴収税額を支弁する方法も想定される。

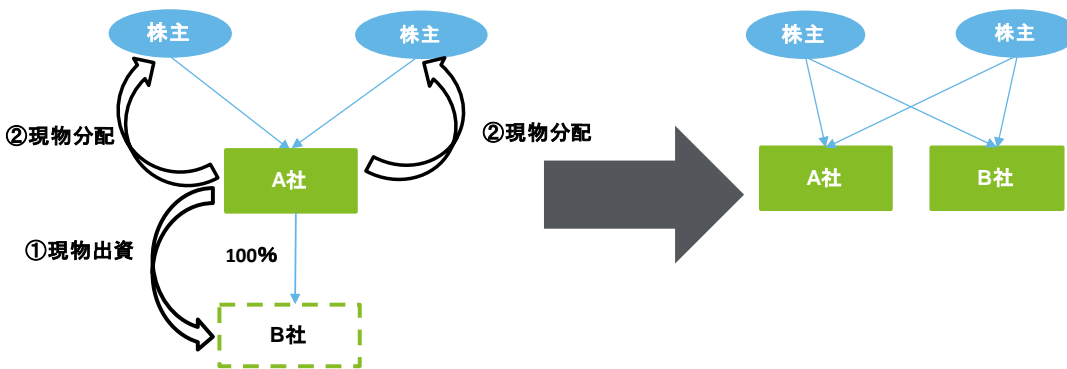
※なお、追加の金銭配当に関する検討は上記計算例においては捨象しているが、当該追加の金銭配当についても、源泉徴収義務が生じるため、実際の配当支払の金額については、慎重に設計する必要がある。

(2) 自社の既存事業の切り出し(新設分割型分割)

1) 概要

a 事業と b 事業を営む A 社は両事業の分離を考えており、スピンオフの手法により b 事業を新設会社 B 社に会社分割により切り出し、株主に B 社株式を現物分配することで、b 事業の独立を図る。

《ストラクチャー図》



A社		B/S	
資産	600	負債	200
(b事業)	200	(b事業)	100
		資本金等の額	100
		利益積立金	300

b事業 時価総額 600

※個別資産負債の時価については、簿価＝時価とする

2) 現行法上の取扱い

当事者における税務仕訳

《A社仕訳》

諸負債	100	／	諸資産	200	
B社株式	600	／	譲渡益	500	⇒ 法人税 150

資本金等の額	25	／	B社株式	600
利益積立金額	575	／	Cash	117
立替金	117	／		

《B社仕訳》

諸資産	200	／	諸負債	100
資産調整勘定	500	／	資本金等の額	600

《株主仕訳(全株主の合計)》

B社株式	600	／	A社株式	25
		／	みなし配当	575
租税公課	117	／	未払金	117

※株主における A 社株式の簿価は A 社の資本金等の額と一致していると仮定している

税務上の取扱い

《A社》

A社が行う新設分割型分割については、たとえばA社株主にA社を50%超有する株主が存在する場合は、当該株主によってA社とB社の間に50%超の関係が継続する可能性があるため、グループ内再編として一定の要件を充足することで適格分割型分割として取り扱う余地がある。

しかし、A社が上場会社である場合は、こうした支配株主が存在することは稀であり、通常はグループ内再編として税制適格性を検討することができない。さらに、税制適格性のもうひとつの類型である共同事業を営むための組織再編成については、事業同士の統合のない新設分割においては要件を充足できないため、非適格分割型分割として取り扱われる。

この場合、A社からB社へ分割移転資産・負債を時価にて譲渡したものと取り扱うため、A社において移転資産の含み益500が実現し、法人税150の課税が生じる。

また、A社においては以下の算式により計算される資本金等の額および利益積立金額の減少額を認識する。

【資本金等の額の減少額】

$$\text{資本金等の額}^{\ast 1} \quad 100 \quad \times \quad \frac{\text{移転純資産の帳簿価額}^{\ast 1} \quad 100}{\text{A社全体の純資産の帳簿価額}^{\ast 2} \quad 400} \quad (= \text{分割移転割合}) \quad = 25$$

※1: 分割型分割の直前における数値を用いる。

※2: 分割型分割の日の属する事業年度の前事業年度(分割型分割の日以前6月以内に仮決算による中間申告を行っている場合は当該中間申告に係る期間)末の数値を用いる。

ただし、前事業年度末から分割型分割の日までに支払配当や組織再編がある場合は当該影響を加味する。

【利益積立金額の減少額】

$$\text{交付金銭等の額} \quad 600 \quad - \quad \text{減少資本金等の額} \quad 25 \quad = \quad 575$$

《B社》

非適格分割型分割により資産の移転を受けたB社においては、資産・負債を時価により取得したものと取り扱う。

また、分割対価の額が受入資産・負債の時価純資産価額を超えるときは当該超える部分の金額500(=600-100)を資産調整勘定として認識し、5年にわたって均等償却(損金算入)される。

また、非適格分割型分割により移転を受けた資産・負債の純資産価額の合計額600がB社の資本金等の額の増加額となる。

《個人株主》

非適格分割型分割によりB社株式を取得した株主においては、金銭等不交付型の分割型分割であるため株式の譲渡所得課税は生じず、みなし配当575に対して所得税が課せられる。また、当該分割型分割により取得したB社株式の取得価額は、A社株式の簿価に分割移転割合を乗じた額25(=譲渡したものとみなされるA社株式簿価)にみなし配当575を加算した金額600となる。

なお、(1)の例と同様に株主における源泉徴収についても金銭配当でないためA社が立て替えて支払うことが考えられる。この点、(1)と同様の論点が生じる可能性がある点にも留意する必要がある。

お問い合わせ

M&A/組織再編サービス

組織再編税務サービス www.deloitte.com/jp/reorganization-tax

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

所在地 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/ma-newsletter

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.